

## よこはま地域まちづくり20周年ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 令和 8年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、よこはま地域まちづくり20周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、横浜市の地域まちづくりの魅力を市の内外に発信するために使用する。

### (使用できる者)

第3条 ロゴマークは、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第2条第1号の市民等が同条第3号の地域まちづくりを実施している場合において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の政党、宗教団体を横浜市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると市長が認めるとき。
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。

### (使用手続)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）により、別紙に定める項目を記載して申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、市長は電子申請システムにより承認通知を行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにあたる場合は、所定の書式により第7条に定める所管課に使用目的、使用形態、使用期間及び連絡先を3日前までに申し出ることでロゴマークの使用ができる。

- (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 横浜市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合

(3) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて「よこはま地域まちづくり20周年ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された範囲内で使用すること。

(2) 第4条の規定に基づき承認を受けた者は、完成した物件（画像データを含む。）を電子申請システムにより市長に提出しなければならない。ただし、物件の提出が困難な場合は、その写真データをもって代えることができる。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(所管課)

第7条 当要綱に関する事務は、都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課が所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行し、令和8年9月30日まで有効とする。

別紙（第4条第1項関係） 電子申請システムによるロゴマーク使用申請に必要な項目

- 1 申請団体情報  
団体名／代表者名／活動場所／活動内容
- 2 連絡担当者情報  
担当者名／連絡先（メールアドレス、電話番号等）
- 3 使用目的  
イベント等の行事／行事以外の一定期間を通じての使用等
- 4 ホームページに記載の内容  
行事名／開催日程／開催場所／行事内容／主催／まちづくりの内容
- 5 その他必要と定める項目